

教育委員会会議 定例会

令和3年3月23日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 43 号 山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 第 44 号 教育委員会所属長等の人事について
- 第 45 号 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 46 号 専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
- 第 47 号 山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針
- 第 48 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

- (15) 県立学校事務長等の人事について
- (16) 令和3年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況（1月末）

3 その他報告

- (18) 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクール）について
- (19) 高校改革アンケート調査結果の概要について

議案第 43 号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

[別途資料配付]

議案第 44 号

教育委員会所属長等の人事について

[別途資料配付]

議案第 45 号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

義務標準法の改正に鑑み、及び県独自の25人学級編制の導入に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

題 名	山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則
趣 旨	義務標準法の改正に鑑み、及び県独自の25人学級編制の導入に伴い、必要な改正を行う。
内 容	<p>1. 規則改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○義務標準法の改正（詳細別紙） <ul style="list-style-type: none"> ・国は、きめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、小学校の学級編制の標準を40人（第1学年は35人）から35人に引き下げることとしている。（令和3年4月1日施行） ○25人学級編制の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・県独自の施策として、令和3年度から25人学級編制を導入する。 <p>2. 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○義務標準法の改正に鑑み、次の通り改正を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の同学年の児童で編制する学級の一学級あたりの児童数において、現行「40人（第1学年は35人）」を「35人」に改正する。 ・令和7年3月31日までの間については、義務標準法と同様の経過措置を設ける。 ○25人学級編制の導入に伴い、次の通り改正を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の同学年の児童で編制する学級のうち、特に必要があると認められる場合の一学級あたりの児童数において、現行「30人又は35人」を、「25人又は30人」に改正する。 ・義務標準法の経過措置の期間中、一学級あたりの児童数を40人とする場合であって、特に必要があると認められるときは、35人とすることができるよう、経過措置を設ける。
施行期日	令和3年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

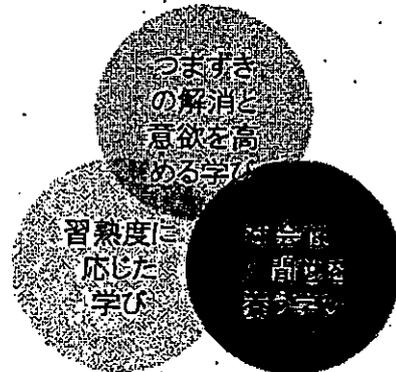
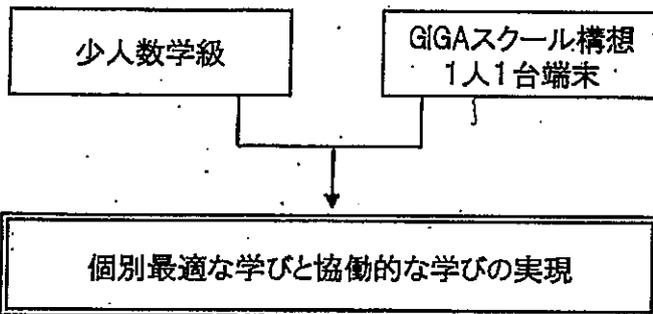
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】

【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則新旧
対照表

新

旧

(学級編制の基準)

第二条 学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同
表中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児
童又は生徒の数を基準として編制するものとする。

小学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	右の学級のうち、児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	二十五人又は三十人
	二の学年の児童で編制する学級	十二人
	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	七人

(学級編制の基準)

第二条 学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同
表中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児
童又は生徒の数を基準として編制するものとする。

小学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人(第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人)
	右の学級のうち、児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	三十人又は三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十二人
	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	七人

新

2・3
略

中学校		
同学年の生徒で編制する学級	右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級
四十人	三十五人	七人

旧

2・3
略

中学校		
同学年の生徒で編制する学級	右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級
四十人	三十五人	七人

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（学級編制の標準）

第二条（略）

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童で編制する学級		三十五人

（学級編制の標準）

第二条（略）

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童で編制する学級		四十人（第一学年）

(略)	<p>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）</p>
(略)	<p>二の学年の児童で編制する学級の児童を含む学級にあつては、八人</p>
(略)	<p>十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）</p>
(略)	<p>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）</p>
(略)	<p>二の学年の児童で編制する学級の児童を含む学級にあつては、八人</p>
(略)	<p>十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）</p>

(参 考)

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第 2 条第 1 項
に規定する「特に必要があると認められるもの」について

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第 2 条第 1 項に規定する
「児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの」については、次のとおりとする。

- 1 「はぐくみプラン」に基づき、25 人又は 30 人学級編制を実施する場合

議案第 46 号

専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

提案理由

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の改正に伴い、名称等について
所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

題名	専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
趣旨	専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の改正に伴い、名称等について所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1. 規則改正の背景等</p> <p>令和3年3月、専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例が改正され、林業に関する高度な知識と技術を備えた人材を計画的に育成する機関として、県立農業大学校に林業専門科を新設し、令和4年度に開講することとしたため、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 規則の題名及び学校の名称を次のとおり改める。</p> <p style="margin-left: 40px;">題名：専門学校山梨県立<u>農業</u>大学校管理規則 → 専門学校山梨県立<u>農林</u>大学校管理規則</p> <p style="margin-left: 40px;">名称：専門学校山梨県立<u>農業</u>大学校 → 専門学校山梨県立<u>農林</u>大学校</p> <p>(2) 養成科の定員及び学科を次のとおり改める。</p> <p style="margin-left: 40px;">入学定員：30名 → <u>40</u>名</p> <p style="margin-left: 40px;">総定員：60名 → <u>80</u>名</p> <p style="margin-left: 40px;">学科：果樹学科及び園芸学科 → 果樹学科、園芸学科<u>及び森林学科</u></p> <p style="margin-left: 80px;">※新設する森林学科の定員は10名（修業年限2年）</p> <p>(3) その他規定の整備を行う。</p>
施行期日	令和4年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

以下「農林大学校」に改める。	専門学校山梨県立農業大学校（以下「農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に「	第一条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める	題名中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める	一部を次のように改正する。	専門学校山梨県立農業大学校管理規則（平成十九年山梨県教育委員会規則第十号）の	専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則	山梨県教育委員会	令和 年 月 日	専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。	山梨県教育委員会規則第 号
----------------	---	---	--	---------------	--	-----------------------------	----------	----------	---------------------------------------	---------------

3	(山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則)	める。	第一条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改	2	山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次の	(山梨県立学校管理規則の一部改正)	1	この規則は、令和四年四月一日から施行する。	(施行期日)	附則	第四条中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。	果樹学科及び園芸学科	第三条の表養成科の項中「三十名」を「四十名」に、「六十名」を「八十名」に、「
---	-------------------------------	-----	---------------------------------------	---	---------------------------------------	-------------------	---	-----------------------	--------	----	--------------------------	------------	--

委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める。

専門学校山梨県立農林大学校管理規則新旧対照表

新

専門学校山梨県立農林大学校管理規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十三条及び専門学校山梨県立農林大学校設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、専門学校山梨県立農林大学校(以下「農林大学校」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 略

(定員及び学科)

第三条 条例第三条第二項の養成科及び専攻科の定員及び学科は、次の表のとおりとする。

科	入学定員	総定員	学科
養成科	四十名	八十名	果樹学科、園芸学科及び森林学科
専攻科	若干名	若干名	落葉果樹学科

旧

専門学校山梨県立農業大学校管理規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十三条及び専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、専門学校山梨県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 略

(定員及び学科)

第三条 条例第三条第二項の養成科及び専攻科の定員及び学科は、次の表のとおりとする。

科	入学定員	総定員	学科
養成科	三十名	六十名	果樹学科及び園芸学科
専攻科	若干名	若干名	落葉果樹学科

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、農林大学校の管理運営に
し必要な事項は、農林大学校を管理する者が別に定める。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、農業大学校の管理運営に
し必要な事項は、農業大学校を管理する者が別に定める。

山梨県立学校管理規則新旧対照表 (附則第二項関係)

新

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十三条の規定に基づき、山梨県立学校(山梨県立宝石美術専門学校及び専門学校山梨県立農林大学校)を除く。以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項に關し定めることを目的とする。

旧

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十三条の規定に基づき、山梨県立学校(山梨県立宝石美術専門学校及び専門学校山梨県立農業大学校)を除く。以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項に關し定めることを目的とする。

山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則新旧対照表 (附則第二項関係)

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、山梨県立学校(山梨県立宝石美術専門学校及び専門学校山梨県立農林大学校を除く。以下「学校」という。)ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、山梨県立学校(山梨県立宝石美術専門学校及び専門学校山梨県立農業大学校を除く。以下「学校」という。)ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2・3 略</p>

議案第47号

山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針

提案理由

平成29年3月に策定した教員の多忙化改善に向けた取組方針の計画期間が本年度で最終年度となることから、令和3年度を計画期間の始期とした公立学校における働き方改革に関する新たな取組方針を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

方針の概要

教育庁総務課

題 名	山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針
趣 旨	平成29年3月に策定した教員の多忙化改善に向けた取組方針の計画期間が本年度で最終年度となることから、令和3年度を計画期間の始期とした公立学校における働き方改革に関する新たな取組方針を定める必要がある。
内 容	<p>1. 働き方改革に関する主な取組の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年10月「教員の多忙化対策検討委員会」設置 ○ 平成29年3月「教員の多忙化改善に向けた取組方針」策定 ・ 県教育委員会、市町村教育委員会、学校において主体的に業務改善に取り組むための取組方針を策定 (計画期間：平成29年度～令和2年度) ○ 平成30年3月「やまなし運動部活動ガイドライン」策定 ○ 令和元年7月「やまなし文化部活動ガイドライン」策定 ○ 令和2年3月「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」策定 <p>2. 方針の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的 ・ 教員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や教職人生を豊かにすることにより、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行う。 ○ 数値目標 <ul style="list-style-type: none"> ① 時間外在校等時間の縮減 ② 子どもと向き合う時間の確保 ③ 部活動における教員の負担軽減 ○ 取組の重点項目 <ul style="list-style-type: none"> ① 勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定 ② 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底 ③ 校務の精選・効率化・明確化 ④ PTA・地域・関係諸団体との連携 ⑤ 部活動運営の適正化・部活動指導の負担軽減 ○ 計画期間 令和3年度～令和6年度(4年間) ○ 取組の追加・変更・見直しの実施
施行期日	令和3年4月1日から適用する。
留意点	なし
参考事項	なし

(令和3年3月23日 定例教育委員会)

課名

高校教育課

件名	令和3年度山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について
	<p>1 根拠法令等 「いじめ防止対策推進法（以下 推進法）」（平成25年法律71号）及び「山梨県いじめ防止対策推進法施行条例」（平成26年山梨県条例21号）により、「山梨県立学校いじめ問題対策委員会（以下 対策委員会）」を設置。</p> <p>2 対策委員会の概要</p> <p>① 職務 推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策について調査審議する。また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。</p> <p>② 組織</p> <p>(1) 委員の定数 20人以内</p> <p>(2) 委員の要件 学識経験のある者及び関係行政機関の職員</p> <p>(3) 委員の任期 2年</p> <p>(4) 委員の服務 守秘義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該委員会は平成26年度から年間3回開催し、県立学校のいじめ実態調査結果等をもとに対応を協議。 ・ 委員構成は13名で、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間を任期として、委員を委嘱・任命した。 <p>3 今回の委嘱・任命について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度は、退職、人事異動及び役職辞任・交替により委員に欠員が生じるため、新たに委員を委嘱・任命する必要がある。 ・ 新たな委員は、別添の名簿のとおりとし、充て職による委嘱・任命については、後任を委員とする。 ・ 県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織が調査組織となるため、委員の不足なく適切な調査審議が実施できるよう3月中に手続きを行う。

報告事項 15

県立学校事務長等の人事について

[別途資料配付]

令和3年3月23日(火)		担当課	高校教育課																																		
件名	令和3年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況：令和3年1月31日現在																																				
内容	<p>1 目的 令和3年3月高等学校卒業予定者の1月末時点就職内定状況を把握し、今後の就職指導に役立てることを目的とする。</p> <p>2 調査対象 公立高等学校卒業予定者(全日制・定時制) 5,658人(昨年度比：263人減)</p> <p>3 調査期日 令和3年1月31日現在(注 例年は12月末調査)</p> <p>4 調査結果の概要：(昨年度12月調査比)</p> <p>(1) 就職希望者数：1,012人(157人減) 就職希望者割合：17.9%(1.9ポイント減) 就職内定者：959人(146人減) 就職内定率：94.8%(0.4ポイント増) 過年度同期(%)：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76.7</td><td>82.9</td><td>85.3</td><td>83.1</td><td>85.0</td><td>78.7</td><td>85.8</td><td>84.4</td><td>84.3</td><td>90.2</td><td>90.7</td><td>92.9</td><td>94.6</td><td>95.4</td><td>94.9</td><td>94.4</td><td>94.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 男女別の内定率 男子 94.5%(0.8ポイント減) 女子 95.3%(2.4ポイント増)</p> <p>(3) 課程別の内定率 全日制 96.5%(0.3ポイント増) 定時制 74.0%(1.8ポイント減)</p> <p>(4) 学科別内定率 普通科 85.5%(2.7ポイント増) 商業科 91.4%(1.1ポイント減) 農業科 93.9%(2.7ポイント増) 専門科 100.0%(±0.0ポイント) 工業科 97.2%(1.9ポイント減) 総合学科 98.4%(2.1ポイント増)</p> <p>(5) 県内・県外内定割合 県内 89.4%(0.9ポイント減) 県外 10.6%(0.9ポイント増)</p>			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4	94.8
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																				
76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4	94.8																					
対応	<p>5 会議・説明会等 ※印は今年度新規に実施</p> <p>(1) 高校教育課：高校就職指導担当者会議(10月、2月)(5、6月は中止)</p> <p>(2) 山梨労働局との連携： 高等学校就職問題検討会議(6月) 高校生Web就職面接会(11月)※ 若年者地域連携事業の実施に係る協議会(12月)</p> <p>(3) 産業労働部との連携 合同就職フェア 高校就職指導担当者参加(7月)※ 合同就職フェア(11月)</p> <p>(4) 中小企業団体中央会との連携： 県内業界団体と高校教員との情報交換(R3.4月予定)※</p>																																				

6 就職支援のための取り組み ※印は今年度新規に実施

- (1) 山梨労働局長、山梨県知事、山梨県教育長の3者連名で、県内の経済4団体への、新規学卒者の採用維持と早期求人申込の要請(6月)
- (2) 各学校の企業訪問等による採用維持の依頼
- (3) 山梨労働局長、山梨県知事、山梨県教育長3者連名による企業への高校生の求人維持の依頼(7月)※
- (4) 各学校就職指導担当者の情報共有(就職指導担当者会議、進路指導主事連絡会議等)
- (5) 他部局との連携強化による、情報共有や企業理解の促進
 - ① 厚生労働省(山梨労働局)や公共職業安定所との連携・情報共有
 - ・企業ガイドブックやまなし2021(高卒版)のHP掲載や応募前職場見学リストの配付(7月)※、高校生向け企業WEBセミナー(7月)※
 - ・地域若者サポートステーションとの連携強化※
 - ② 産業労働部(労政雇用課)との連携・情報共有
 - ・山梨県就職支援リーフレット(はたらこやまなし)の配付※
 - ・山梨県就職支援サイト「やまなし就職応援ナビ」の活用促進※
- (6) 各学校におけるキャリア教育の一層の促進
 - ・家庭と連携し、生徒個々の状況の変化に応じた進路指導(進学、就職)を充実
 - ・キャリアビジョン形成支援事業の効果的实施やキャリア・パスポートの利活用
 - ・各学校で卒業生相談窓口の設置や、企業訪問による就職生徒の状況確認

1 全日制

学科	性別計	卒業者	就職希望者			就職者			内定率 %	昨年度12月末 内定率 %	前年比
			県内	県外		県内	県外				
普通	男	1613	42	35	7	38	31	7	90.5	92.5	▲2.0
	女	1679	48	43	5	41	37	4	85.4	88.9	▲3.5
	計	3292	90	78	12	79	68	11	87.8	91.0	▲3.2
農業	男	108	46	43	3	41	38	3	89.1	88.4	▲0.7
	女	84	36	36	0	36	36	0	100.0	95.5	▲4.5
	計	192	82	79	3	77	74	3	93.9	91.2	▲2.7
工業	男	499	341	280	61	337	278	59	98.8	98.9	▲0.1
	女	54	35	32	3	34	31	3	97.1	100.0	▲2.9
	計	553	376	312	64	371	309	62	98.7	99.0	▲0.3
商業	男	133	52	45	7	48	43	5	92.3	98.6	▲6.3
	女	241	90	88	2	86	84	2	95.6	92.2	▲3.4
	計	374	142	133	9	134	127	7	94.4	95.0	▲0.6
専門	男	111	0	0	0	0	0	0	***	***	▲
	女	125	1	1	0	1	1	0	100.0	100.0	▲
	計	236	1	1	0	1	1	0	100.0	100.0	▲
総合	男	375	136	125	11	133	122	11	97.8	97.8	▲
	女	493	108	105	3	107	104	3	99.1	95.0	▲4.1
	計	868	244	230	14	240	226	14	98.4	96.3	▲2.1
合計	男	2839	617	528	89	597	512	85	96.8	97.1	▲0.3
	女	2676	318	305	13	305	293	12	95.9	94.4	▲1.5
	計	5515	935	833	102	902	805	97	96.5	96.2	▲0.3

2 定時制

学科	性別計	卒業者	就職希望者			就職者			内定率 %	昨年同期 %	前年比
			県内	県外		県内	県外				
普通	男	49	28	26	2	20	18	2	71.4	66.7	▲4.7
	女	54	20	16	4	19	16	3	95.0	80.8	▲14.2
	計	103	48	42	6	39	34	5	81.3	72.1	▲9.2
工業	男	21	19	19	0	13	13	0	68.4	100.0	▲31.6
	女	0	0	0	0	0	0	0	***	100.0	▲
	計	21	19	19	0	13	13	0	68.4	100.0	▲31.6
商業	男	12	6	6	0	3	3	0	50.0	66.7	▲16.7
	女	7	4	4	0	2	2	0	50.0	57.1	▲7.1
	計	19	10	10	0	5	5	0	50.0	61.5	▲11.5
合計	男	82	53	51	2	36	34	2	67.9	75.4	▲7.5
	女	61	24	20	4	21	18	3	87.5	76.5	▲11.0
	計	143	77	71	6	57	52	5	74.0	75.8	▲1.8

3 全体(全日制+定時制)

学科	性別計	卒業者	就職希望者			就職者			内定率 %	昨年同期 %	前年比
			県内	県外		県内	県外				
普通	男	1662	70	61	9	58	49	9	82.9	81.1	▲1.8
	女	1733	68	59	9	60	53	7	88.2	85.5	▲2.7
	計	3395	138	120	18	118	102	16	85.5	82.8	▲2.7
農業	男	108	46	43	3	41	38	3	89.1	88.4	▲0.7
	女	84	36	36	0	36	36	0	100.0	95.5	▲4.5
	計	192	82	79	3	77	74	3	93.9	91.2	▲2.7
工業	男	520	360	299	61	350	291	59	97.2	99.0	▲1.8
	女	54	35	32	3	34	31	3	97.1	100.0	▲2.9
	計	574	395	331	64	384	322	62	97.2	99.1	▲1.9
商業	男	145	58	51	7	51	46	5	87.9	96.1	▲8.2
	女	248	94	92	2	88	86	2	93.6	89.7	▲3.9
	計	393	152	143	9	139	132	7	91.4	92.5	▲1.1
専門	男	111	0	0	0	0	0	0	***	***	▲
	女	125	1	1	0	1	1	0	100.0	100.0	▲
	計	236	1	1	0	1	1	0	100.0	100.0	▲
総合	男	375	136	125	11	133	122	11	97.8	97.8	▲
	女	493	108	105	3	107	104	3	99.1	95.0	▲4.1
	計	868	244	230	14	240	226	14	98.4	96.3	▲2.1
合計	男	2921	670	579	91	633	546	87	94.5	95.3	▲0.8
	女	2737	342	325	17	326	311	15	95.3	92.9	▲2.4
	計	5658	1012	904	108	959	857	102	94.8	94.4	▲0.4

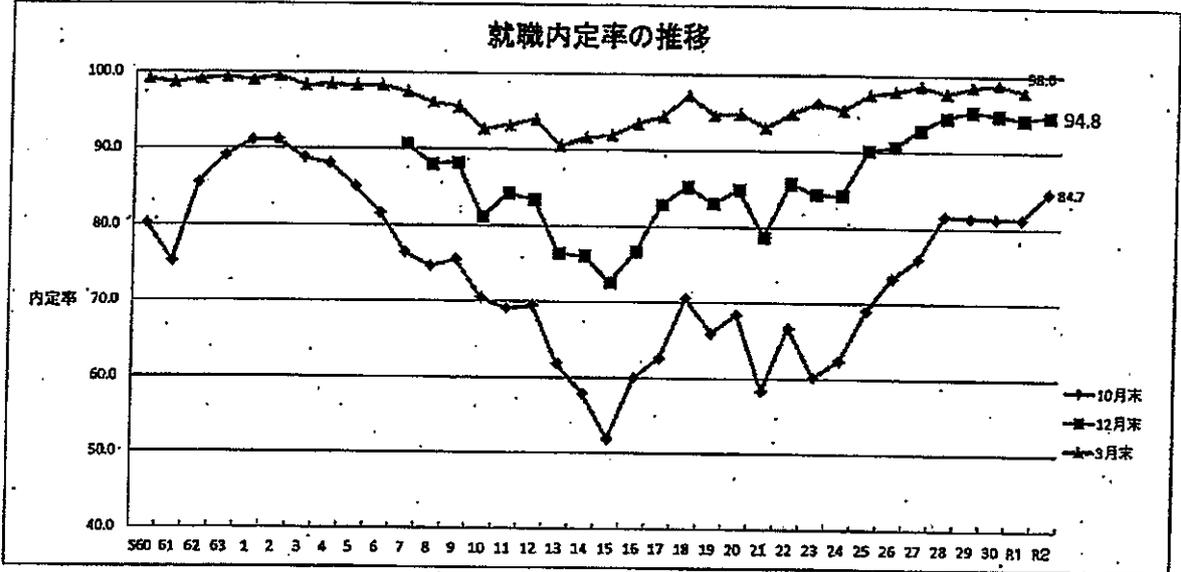
4 内定(決定)率(%)の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
10月内定率	60.2	62.4	69.0	73.4	75.9	81.6	81.4	81.3	81.3	84.7
12月内定率	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4	94.8
3月決定率	96.4	95.5	97.5	97.9	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0	98.0

※17は11月末、※2は1月末

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
10月内定率	61.8	57.9	51.9	60.0	62.6	70.6	66.0	68.4	58.4	66.7
12月内定率	76.4	76.1	72.6	75.5	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8
3月決定率	90.5	91.7	92.0	93.6	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0

就職内定率推移グラフ（全日制+定時制）



月\年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
10月内定率	80.2	75.2	85.6	89.1	91.1	91.1	88.8	88.1	85.1	81.7
12月内定率	80.2	88.7	99.1	99.3	99.0	99.4	98.3	98.4	98.3	98.3
3月決定率	99.1	99.7	99.1	99.3	99.0	99.4	98.3	98.4	98.3	98.3

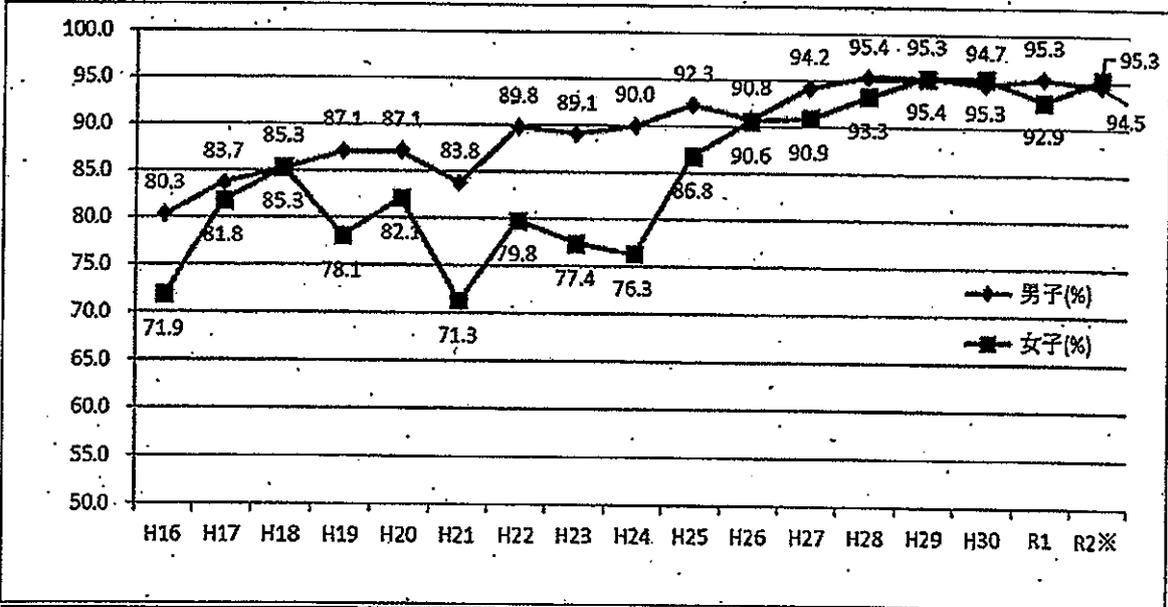
月\年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
10月内定率	76.4	74.7	75.5	70.5	69.1	69.5	61.8	57.9	51.9	60.0
12月内定率	90.7	88.1	88.3	81.2	84.3	83.5	76.4	76.1	72.6	76.7
3月決定率	97.5	96.1	95.6	92.7	93.2	94.0	90.5	91.7	92.0	93.5

月\年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
10月内定率	62.6	70.6	68.0	68.4	68.4	66.7	60.2	62.4	69.0	73.4
12月内定率	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7
3月決定率	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9

月\年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
10月内定率	75.9	81.6	81.4	81.3	81.3	84.7
12月内定率	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4	94.8
3月決定率	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0	98.4

※1 令和2年11月調べ
※2 令和3年1月調べ

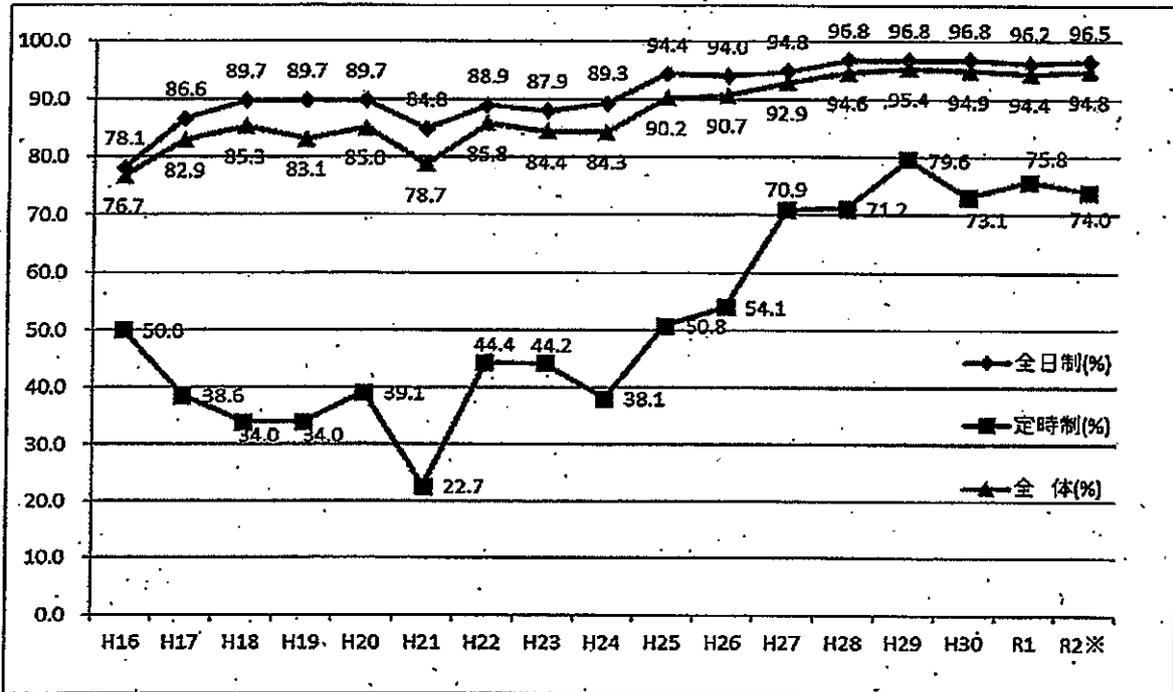
男女別就職内定率推移（12月末：全日制+定時制）



男女\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2※
男子(%)	80.3	83.7	85.3	87.1	87.1	83.8	89.8	89.1	90.0	92.3	90.8	94.2	95.4	95.3	94.7	95.3	94.5
女子(%)	71.9	81.8	85.3	78.1	82.1	71.3	79.8	77.4	76.3	86.8	90.6	90.9	93.3	95.4	95.3	92.9	95.3
全体(%)	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4	94.8

※R2については令和3年1月調べ

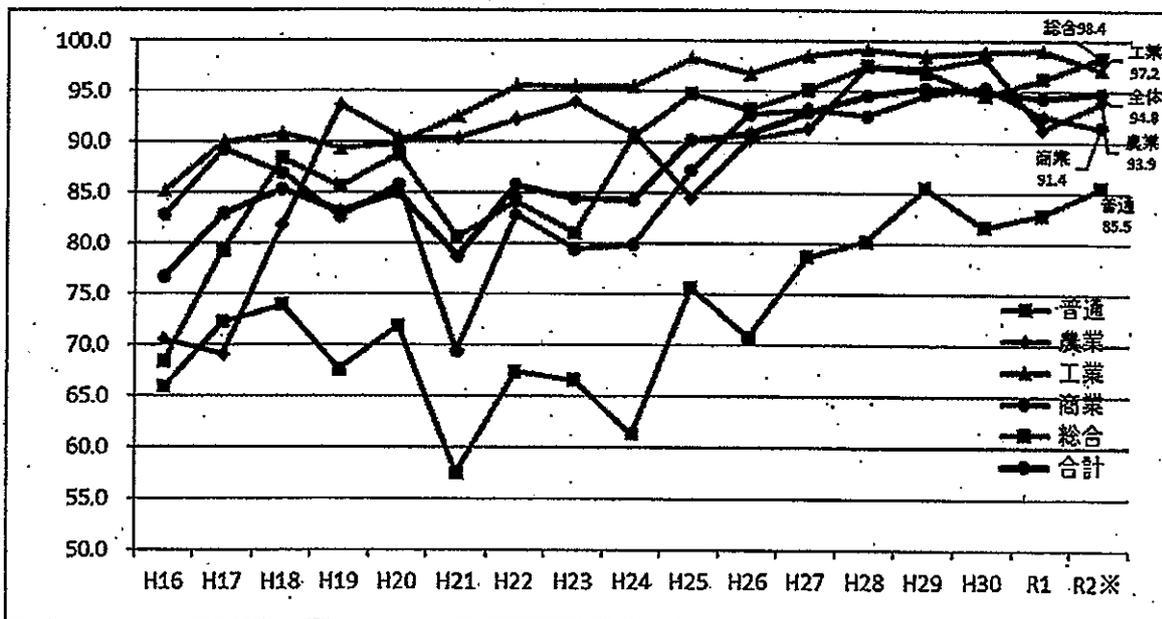
課程別就職内定率の推移 (12月末: 全日制, 定時制)



年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2※
全日制(%)	78.1	86.6	89.7	89.7	89.7	84.8	88.9	87.9	89.3	94.4	94.0	94.8	95.8	96.8	96.8	96.8	96.5
定時制(%)	50.0	38.6	34.0	34.0	39.1	22.7	44.4	44.2	38.1	50.8	54.1	70.9	71.2	79.6	73.1	75.8	74.0
全体(%)	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4	94.8

※R2については令和2年1月調査

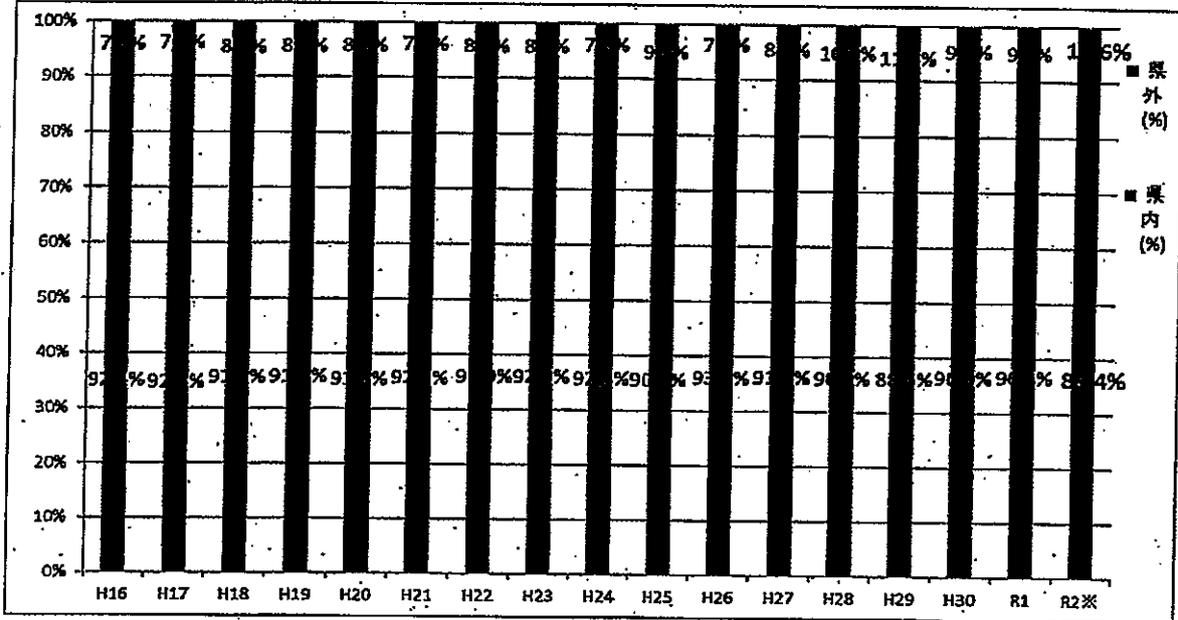
学科別内定率推移 (12月末: 全日制+定時制) (%)



学科\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2※
普通	65.9	72.2	73.9	67.6	71.8	57.5	67.4	66.5	61.3	75.6	70.8	78.7	80.2	85.5	81.6	82.8	85.5
農業	70.5	69.1	81.8	93.6	90.3	90.3	92.2	93.9	90.8	84.5	90.2	91.3	97.5	97.3	98.3	91.2	93.9
工業	85.2	89.9	90.7	89.3	89.8	92.5	95.6	95.5	95.5	98.3	96.8	98.6	99.2	98.6	99.0	99.1	97.2
商業	82.8	89.2	86.9	82.6	85.8	69.4	82.8	79.4	79.8	87.2	92.7	93.2	92.6	94.7	95.4	92.5	91.4
総合	68.4	79.3	88.3	85.6	88.7	80.6	84.1	81.0	90.4	94.8	93.2	95.2	97.5	96.9	94.6	96.3	98.4
合計	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4	94.8

※R2については令和2年1月調査

就職内定者に占める県内・県外割合の推移（12月末：全日制+定時制）



県内外/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県内 (%)	92.1%	92.7%	91.4%	91.7%	91.8%	92.5%	91.9%	92.0%	92.4%	90.1%	93.0%	91.2%	90.0%	88.5%	90.9%	90.3%	89.4%
県外 (%)	7.9%	7.3%	8.6%	8.3%	8.2%	7.5%	8.1%	8.0%	7.6%	9.9%	7.0%	8.8%	10.0%	11.5%	9.1%	9.7%	10.6%

※R2は令和2年12月末時点のデータです。

(令和3年3月23日 定例教育委員会)

高校教育課

件名	学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクール）について
経緯	<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年4月施行）学校ごとに学校運営協議会を設置することが教育委員会の努力義務になる。</p> <p>○令和元年度、学校管理規則の改正と、県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則、県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱を制定した。</p> <p>○山梨県教育振興基本計画で、令和5年度までに県立学校の10%（4校）に学校運営協議会を設置することを示している。</p> <p>○令和2年度、身延高校に学校運営協議会を設置した。 白根高校、吉田高校は令和3年度の学校運営協議会設置に向け、設置準備委員会を開催し、準備を進めてきた。 ろう学校は、令和4年度の学校運営協議会設置に向けて準備を始める。</p>
令和2年度の取り組み	<p>○白根高校、吉田高校の学校運営協議会設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両校では、設置準備委員会を3回開催し、それぞれの学校における「学校運営協議会の運営等に関する要綱」案の作成や推薦する委員の人選等を行ってきた。 ・要綱案では、学校の教育目標及び学校経営計画に関すること、教育課程の編成に関すること等について、協議会の承認を得るとしている。 ・両校より、3回の設置準備委員会を経て、地域住民等の意見書を添えて、学校運営協議会設置申請書が提出された。 <p>○白根高校では、地域の企業やNPO法人等と連携した教育活動を充実させ、地域振興の核となる学校づくりを目指す。（推薦委員は11名）</p> <p>○吉田高校では、小中高大で育成を目指す生徒像を共有し、学校を中心とした子どもを育む地域づくりの拠点校を目指す。（推薦委員は14名）</p>
令和3年度の取り組み	<p>○白根高校、吉田高校には、令和3年4月1日付けで学校運営協議会設置を通知する。</p> <p>○令和3年度、各校の第1回学校運営協議会開催予定日 白根高校：4月27日（火） 吉田高校：4月10日（土）</p> <p>○令和5年度以降の設置計画は、設置校の成果を検証したうえで定める。</p>

コミュニティ・スクール(学校運営協議会設置校)

学校運営協議会は、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、学校運営への支援・協力を促進することにより、学校が保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものである。

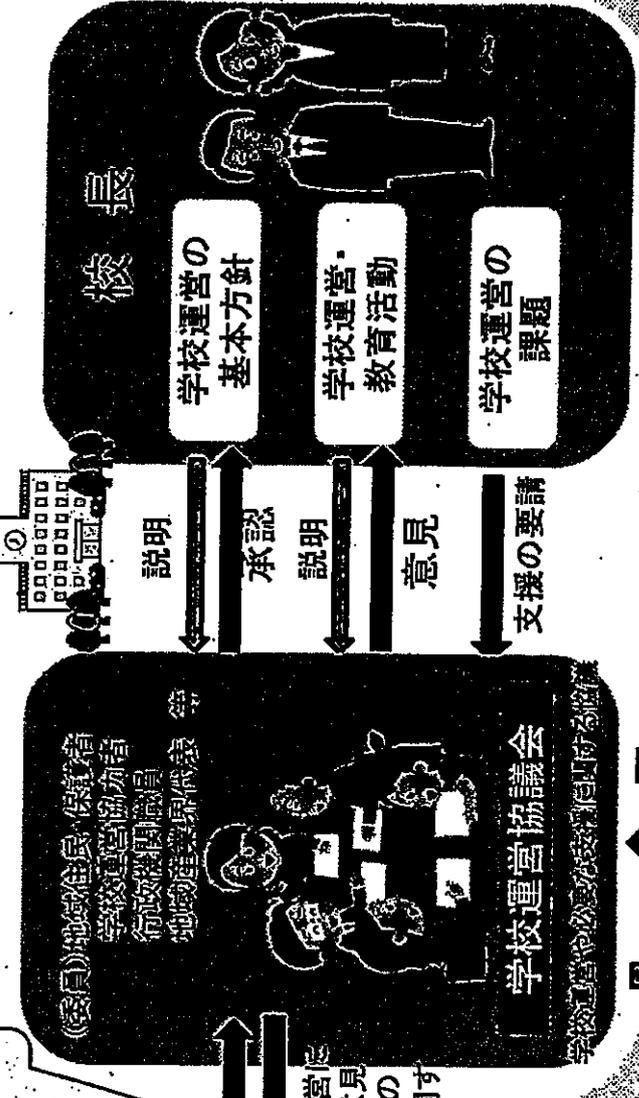
委員の任命に校長の意見を反映

山梨県教育委員会

- ・協議会の設置(努力義務)
- ・委員の委嘱・任命
- ・協議会の適正な運営を確保する措置
- ・教職員の任用(協議会の意見を尊重)

・学校運営に関する意見
・教職員の任用に関する意見

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)



- ・地教法改正でH29.4～CS設置が努力義務
- ・山梨県教育大綱でCS設置校を4校以上(～R5年度)(目標)

従来の学校評議員制度

自己評価の実施公表



設置者への報告

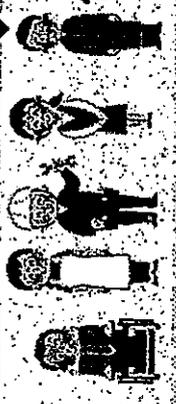
評価が主

複数校について一つの協議会の設置が可能

協議結果の情報提供の努力義務

支援の打診

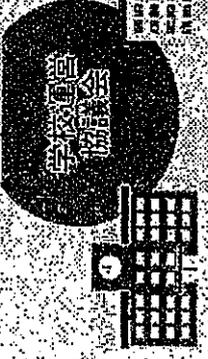
情報提供・協議を踏まえた地域学校協働活動



保護者・地域住民等



評価



(令和3年3月23日 定例教育委員会)

課室名

高校改革・特別支援教育課

件名

令和2年度高校改革アンケート調査結果の概要について

経緯

- 1 調査の目的
県内の中学生、高校生、保護者及び中学校・高等学校教員の入試制度や公立高校に対する考えや意見を把握し、今後の高校改革推進のための資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象者
4,937人(回収数4,781人 回収率96.8%)
 - ・中学3年生(対象1,014人 回収969人)
地域の偏りなく抽出した中学校(36校)の1学級の生徒全員
 - ・高校1年生(対象1,003人 回収989人)
県立高校(全日制25校及び定時制7校)及び甲府商業高校の1学級の生徒全員
 - ・保護者(対象2,013人 回収1,917人)
抽出した中学3年生及び高校1年生の保護者
 - ・教員(対象907人 回収906人)
抽出した中学校並びに全県立高校及び甲府商業高校の全学年クラス担任
- 3 調査方法
毎年度、各学校を通じて実施
- 4 調査時期
令和2年12月～令和3年1月実施

内容

- 調査項目
- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 全県一学区制度について 2 前期募集制度について <ol style="list-style-type: none"> ① 前期募集の評価 ② 前期募集を評価する理由 ③ 前期募集を評価しない理由 ④ 前期募集への出願 ⑤ 前期募集の出願理由 ⑥ 前期募集の不出願理由 3 学校選択・高校生活等について <ol style="list-style-type: none"> ① 公立高校選択の理由 ② 学校選択の理由 ③ 学校選びの参考 ④ 生徒の通学時間 ⑤ 高校卒業後の希望 ⑥ 高校卒業後・進学後の就職地の希望 ⑦ 高校に関して知りたい情報 ⑧ 高校の満足度 ⑨ 地域の高校の満足度・特色ほか ⑩ 高校に関する情報 | <ol style="list-style-type: none"> 4 魅力ある高校づくりについて <ol style="list-style-type: none"> ① 今後必要となる学校 ② 多様なニーズへの対応 ③ 日本語が苦手な外国籍生徒への対応 ④ 設置を希望する学科 ⑤ 公立高校に求める施設や設備 ⑥ 高校における職業教育 ⑦ 高校と地域との関わり ⑧ 今後の地域との連携・協働 ⑨ <u>これからの高校での重要なもの</u> ⑩ <u>ICT教育の推進</u> ⑪ <u>生徒減少期の学校数</u> <p>※下線は新規項目</p> |
|--|--|

※ 結果については、別添「R2年度高校改革アンケート調査結果報告」のとおり。